

第31回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月27日(月)午後13時25分から14時00分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員(13人)

会長	13番	関尾	一史		
会長職務代理者	1番	梶尾	邦広		
委員	2番	高橋	宏吉	3番	渡邊 勝郎
	4番	前谷	篤	5番	菅原 英雄
	6番	谷口	秀夫	7番	猿渡万里子
	8番	大原	睦生	9番	石井 和裕
	10番	角丸	章	11番	佐々木孝一
	12番	菊地	匡		

4. 欠席委員(0人)

委員

5. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農業者年金に関する申請について

報告第3号 農地所有適格法人の要件確認について

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士	勇治
事務局次長	野田	勉
事務局主幹	安武	浩美
事務局事務係主事	齋藤	史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、ご案内した時刻になりましたのでこれより第31回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。慣例により、会長よりご挨拶をいただき、以後、会長のお手元で議事進行いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長 開会挨拶。
本日の議事録署名委員は2番 高橋宏吉委員と、3番 渡邊勝郎委員です。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局説明願います。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」次のとおり届出があり処分したのでご説明いたします。

1番について説明します。

届出者住所・氏名
土地の表示

	田	田	11,403 m ²
	田	田	1,656 m ²
用悪水路	田		25 m ²
	田	田	20 m ²
	田	宅地	797 m ²
	田	田	150 m ²
	田	田	1,794 m ²
用悪水路	田		119 m ²
	田	田	291 m ²
	田	田	49 m ²
	計10筆		16,304 m ²

権利を取得した日 令和元年10月16日
権利を取得した事由及び取得した権利の種類 相続により所有権を取得
あっせん等の希望の有無 無

届出書受理年月日 令和元年12月20日

受理通知交付年月日 令和元年12月24日

本件は、[]が死亡され、子の[]が相続されました。対象農地につきましては、賃貸借されていました。

なお、参考に第1号図を添付していますのでご参照願います。

以上、ご報告いたします。

会長 只今の報告についてご質問ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、本件について報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは本件につきましては、専決処分を含め承認することといたします。

続きまして、報告第2号「農業者年金に関する申請について」事務局説明願います。

事務局 報告第2号「農業者年金に関する申請について」次のとおり、手続きが終了しましたので、ご説明しご報告いたします。

1. 農業者老齢年金裁定請求（旧制度）

申請人住所氏名（生年月日） []

申出年月日 令和元年12月19日

2. 農業者老齢年金裁定請求（新制度）

申請人住所氏名（生年月日）



申出年月日 令和元年12月19日

以上の手続きにつきましては、専決処分としていますので、ご報告をいたします。

会長
全員
会長

只今の報告につきまして、ご質問ございませんか。

なし。

質問がないようですので、この件について報告のとおり承認してよろしいですか。

全員
会長

異議なし。

それでは本件につきましては、専決処分を含め承認することといたします。

続きまして、報告第3号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局説明願います。

事務局

報告第3号「農地所有適格法人の要件確認について」ご説明いたします。

このたび、提出、報告のありました[Redacted]について、別添1の農地所有適格法人要件確認書にあるとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農業従事要件の全てを満たしていることを確認いたしましたので、以上、ご報告いたします。

会長
全員
会長

只今の報告につきまして、ご質問ございませんか。

なし。

質問がないようですので、この件について報告のとおり承認してよろしいですか。

全員
会長

異議なし。

異議なしと認め、本件につきましては報告のとおり承認することといたします。

続きまして、議案に入ります。議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明し審議を求めます。1番について説明します。

計画番号 令和元年度貸第13号

公告予定年月日 令和2年1月27日

申出者

出し手（貸主）

受け手（借主）

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

[Redacted Area]	田	田	8,152 m ²
	畑	田	9,036 m ²
	畑	田	12,133 m ²
	畑	畑	14,107 m ²
	原野	畑	1,775 m ²
		合計5筆	45,203 m ²

年額



対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 令和2年1月27日～令和6年12月31日 4年11か月

当事者間の法律関係 賃貸借

本案件につきましては、平成21年4月からの賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、参考に第2号図、第3号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長

議案第1号1番についての説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

異議なしと認め、本件については承認することといたします。続きまして、2番について事務局説明願います。

事務局

2番について説明し、審議を求めたいと存じます。

計画番号 令和元年度貸第14号

公告予定年月日 令和2年1月27日

申出者

出し手（貸主）

受け手（借主）

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

田	田	7,538 m ²
田	田	50 m ²
畑	田	173 m ²
田	田	5,871 m ²
畑	田	5,737 m ²
畑	田	1,160 m ²
畑	田	9,709 m ²
宅地	田	804.44 m ²
原野	田	1,100 m ²
田	田	315 m ²
合計10筆		32,457.44 m ²

年額

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 令和2年1月27日～令和4年12月31日 2年11か月

当事者間の法律関係 賃貸借

平成29年2月からの賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、参考に第4号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第1号2番についての説明がありました。ご質問、ご意見等ございませんか。

会長 はい、高橋委員。

高橋委員 先程の議案第1号と2号を足して5町2反9畝、本人の持分は参考までにどのくらいあるのか教えて下さい。

会長 ちょっと待ってください。

事務局 本人は7町4反です。

高橋委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

全員 なし。




会長 その他に何かご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 他にご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については承認することといたします。

続きまして、議案第1号3番の審議であります。本案件については、が申請人となっている事案となりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限によりには審議終了までご退席をお願いいたします。

なお、審議後、ご着席くださいますようあわせてお願いいたします。

全員  それでは審議に入ります。3番について事務局説明願います。

事務局 3番について説明し、審議を求めたいと存じます。

計画番号 令和元年度貸第15号

公告予定年月日 令和2年1月27日

申出者

出し手（貸主）

受け手（借主）

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

	田	田	17,174 m ²
	畑	田	3,124 m ²
	畑	田	1,887 m ²
	畑	田	9,843 m ²
	畑	田	7,636 m ²
	合計5筆		39,664 m ²

年額

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 令和2年1月27日～令和6年12月31日 4年11か月

当事者間の法律関係 貸貸借

平成27年4月からの貸貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、参考に第5号図を添付してありますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第1号3番についての説明がありました。ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については承認することといたします。

それではここで菊地委員に着席いただきます。

【菊地委員着席】

会長 続きまして、4番について事務局説明願います。

事務局 4番についてご説明し審議を求めます。

計画番号 令和元年度貸第16号

公告予定年月日 令和2年1月27日

申出者

出し手(貸主)

受け手(借主)

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

	田	田	6,148 m ²
	合計1筆		6,148 m ²

年額

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 令和2年1月27日～令和6年12月31日 4年11か月

当事者間の法律関係 賃貸借

平成27年5月からの賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、参考に第6号図を添付してありますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第1号4番についての説明がありました。ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については承認することといたします。

続きまして、5番について事務局説明願います。

事務局 5番について説明し、審議を求めたいと存じます。

計画番号 令和元年度所第2号

公告予定年月日 令和2年1月27日

申出者
出し手（貸主）
受け手（借主）
所有権を設定等する農用地及び内容
所在

	田	畑	1,547 m ²
		合計 1 筆	1,547 m ²

総額

対価の支払方法と期限 令和2年11月30日までに、譲渡人名義の指定口座に振り込むものとする。

所有権の移転時期 令和2年1月27日

引渡し時期 対価の支払日

当事者間の法律関係 売買

本案件は、親子が昨年離農され、が農地を購入耕作されています。隣接するが所有する農地について、売買の意向があり、地域担当の農業委員、農用地利用改善組合での地域での話し合いが行われ、このたび出し手と受け手との諸条件が整ったことから本件の申出となったものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、売買による所有権移転に備えるべき要件を満たしており、

「農地所有適格法人の要件」は、個人ですので該当しません。

「地域との調和要件」については、地域担当の農業委員、農用地利用改善組合での地域での利用調整、近隣耕作者のへの売買となったことから問題はないものと考えます。

また「全部効率利用要件」は農機具の保有状況から見て、利用に係る農地について効率的な耕作が可能と考えられます。

「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が280日と、原則150日以上に従事日数を上回っていることから問題はありません。

「関係権利者からの同意」については、の所有農地であり、売買について同意されており問題はございません。

以上のことから、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第7号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第1号5番についての説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については承認することといたします。

続きまして、議案第2号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 議案第2号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」説明し、審議を求めます。

本案件は、昨年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、11月28日に全国農業会議所が開催しました令和元年度全国農業委員会会長代表

者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織としての綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたことから、各市町村の農業委員会総会において決議を求められているものです。また、次年度以降も年に1回以上の取り組みについても示されています。ここで、決議案を読み上げますので、ご一読をお願いいたします。

【農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）を読み上げ】

会長

議案第2号について、趣旨と決議案について説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員

なし

会長

ご質問、ご意見等がないようですので、本件は承認することとしてよろしいですか。

全員

異議なし

会長

異議なしと認め、本件については決議することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員会の皆様から何かございませんか。

全員

なし。

会長

特にないようですので、続きまして、その他に入ります。まず、福士事務局長よりお願いします。

事務局長

①議会関連等報告（事務局長）

②令和元年度市町村農業委員会活動強化研修会（事務局長）

- ・日 時 令和2年1月21日（火）午後1時30分
- ・会 場 北海道第二水産ビル（札幌市）
- ・出席者 関尾会長、梶尾会長職務代理、福士事務局長

③令和元年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員活動強化研修会
（事務局）

- ・日 時 令和2年1月20日（月）午後1時30分
- ・会 場 北海道自治労会館（札幌）
- ・出席者 猿渡委員、安武事務局主幹

④農業委員会委員改選に関する説明会（事務局）

- ・日 時 令和2年1月30日（木）午後1時30分
- ・会 場 市役所 大会議室

⑤令和元年度中空知農業委員会協議会会長・事務局長会議（事務局）

- ・日 時 令和2年2月7日（金）午後3時30分
- ・会 場 サンヒルズ サライ（新十津川町）
- ・出席者 関尾会長、福士事務局長

⑥活動記録簿の提出について（事務局）

協議会長

⑦協議会報告

会長

何かご意見、ご質問等ございませんか。

全員

なし

特になければ、次回総会の日程の確認をしたいと思います。

次回開催日 令和2年2月25日（火）午後1時30分から

会長

これですべての審議が終わりました。以上で第31回砂川市農業委員会定例総会を終わります。

会 長

署名委員

署名委員